

改正

平成19年3月31日規則第15号
平成20年3月31日規則第16号
平成25年10月1日規則第57号
平成26年12月26日規則第70号
平成28年4月1日規則第21号

長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例（平成18年長浜市条例第93号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(構造及び設備)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める構造及び設備とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 外部から見通すことができ、かつ、営業時間中自由に入出りできる玄関
 - (2) 玄関と一体となった、客と従業員とが開放的に対面できる形態のフロント、帳場その他のこれらに類する施設及びその施設から各客室に通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設
 - (3) ロビー、応接室、談話室その他の客が自由に利用することができる共用の施設
 - (4) 会議、催し物、宴会等に使用することができる会議室、集会室又は大広間（宴会場）等の施設
 - (5) 客が自由に利用することができる共用の食堂、レストラン及びこれらに付随する調理室、配膳室等の施設
 - (6) 前3号に規定する共用施設を有する階に男女別共用便所
 - (7) 各室ごとに附属する浴用設備について、当該浴用設備の半数以上が便所及び洗面設備と一体になった構造（宿泊者定員に応じた適当な規模の共同浴用設備を有していない場合に限る。）
 - (8) 1人部屋又は3人以上利用できる部屋が相当数ある構造
 - (9) 客室が和式構造となっているものについては、収容人員に応じた寝具の収納施設
 - (10) 建物とは別の場所にあつて、専ら客が利用するための開放された駐車場（駐車場を有している旅館等に限る。）
 - (11) 建物の周囲の環境及び立地条件からみて一般旅行者、商用人等の利用に供すると認められる構造
 - (12) 付近の自然的又は社会的環境を損なわない清楚で素朴な外観、形態、意匠及び色彩並びに修景
- 2 前項第1号から第6号まで（第5号に規定する調理室、配膳室等の施設を除く。）に掲げる構造及び設備は、宿泊又は休憩のために利用する客以外の客においても利用できるものでなければならない。
- 3 第1項第1号から第9号までに掲げる構造及び設備は、収容人員に相応した規模のものでなければならない。

(届出)

第3条 条例第4条の規定による届出をしようとする者は、旅館等建築計画届出書（様式第1号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認める図書については、これを省略することができる。

- (1) 位置図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 立面図
 - (5) 色彩、意匠等の外観を明らかにした透視図
 - (6) 周囲修景計画図
 - (7) その他市長が必要と認める図書
- 2 市長は、屋外広告物等を設置する建築主に対しては、前項に規定する図書のほか、必要な図書を添付させることができる。
- 3 第1項に規定する旅館等建築計画届出書を提出した以後において、建築計画を変更しようとするときは、旅館等建築計画変更届出書（様式第2号）に、当該変更に係る図書を添付して市長に提出しなければならない。

(判定結果の通知)

第4条 条例第5条第2項に規定する判定結果の通知は、判定結果通知書(様式第3号)により行うものとする。

(身分証明書)

第5条 条例第6条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第4号)とする。

(勧告及び命令)

第6条 条例第7条に規定する勧告及び命令は、旅館等建築勧告書(様式第5号)及び旅館等建築中止命令書(様式第6号)により行うものとする。

(審議会の委員)

第7条 長浜市旅館等建築規制審議会(以下「審議会」という。)は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 市民団体の推薦を受けた者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 教育に関係のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、その所掌事務の遂行に必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第10条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第11条 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の長浜市環境保全のための旅館等建設規制条例施行規則(昭和60年長浜市規則第18号)、浅井町環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例施行規則(昭和58年浅井町規則第1号)又はびわ町教育環境保全のためのモーテル類似施設建築の規制に関する条例施行規則(昭和58年びわ町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月31日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規則第70号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。